



国 語 問 題

はじめに、これを読みなさい。

- 1 この問題用紙は13ページある。ただし、白紙はページ数に含まない。
- 2 試験時間は60分である。
- 3 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
- 4 監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
- 5 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外のところには何も記入しないこと。解答欄は裏面にもある。
- 6 問題が指示する数より多くマークしないこと。
- 7 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれもHB・黒)で記入すること。
- 8 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残さないこと。
- 9 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
- 10 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。
- 11 この問題冊子は、必ず持ち帰ること。
- 12 解答をマークするときには、記入例を参照すること。

良い例	悪い例
	

(マーク記入例)





(一) 以下の文章は世界的貧困と、それへの援助を義務とする考え方との関係についての考察の一部分である。よく読んで、後の間に答えよ。

おおづかみにいえば、消極的義務と積極的義務の差異は、その義務の課された人物がどのようなふるまわねばならないか、という点に求められる。X氏に消極的義務が課されるとすると、X氏は加害的な行為を差し控えるように義務づけられる。加害的な行為の差し控えが求められるという意味で、加害的な行為を禁ずる義務は消極的である。具体的には、殺害や暴行などの加害を抑制することが消極的義務に分類される。これにたいして、X氏に積極的義務が課されるとすると、X氏には、加害的行為を控えるだけでなく、それ以上のことが、つまり他者に貢献することが義務づけられる。他者に貢献するよう求められるという意味で、そのような義務は積極的と呼ばれる。

困窮した他者への援助が義務だとすれば、それは積極的義務に分類されるのが通常だろう。なぜなら、援助とは、他者への危害を控えるだけでなく、それ以上のこと——食料や生活物資の提供など——をおこなうことだと考えられているからである。世界的貧困への援助も積極的義務として位置づけられるなら、それは世界的貧困問題の解決にとって重要な意味をもつ。なぜなら、援助は義務をこえる超義務<sup>(注1)</sup>と見なされるのが一般的だからである。援助が超義務から積極的義務へと昇格すれば、援助に向けた拘束力も強まる。

ところが、ポツゲ<sup>(注2)</sup>は世界的貧困への援助を積極的義務へと昇格させる試みでは不十分だと考える。なぜだろうか。積極的義務と消極的義務とを比較するなら、後者の拘束力のほうがよりアとされるからである。援助が積極的義務であるとされていないが、貧困が消滅していないという現実を深刻に受けとめるなら、援助はもつと拘束力のア義務のもとに分類されるべきではないか。つまり、援助を消極的義務として位置づけるほうが適切ではないか。ポツゲが積極的義務としての援助という発想にたいして批判的であるのは、彼がそのような見解の持ち主であるからにほかならない。

ポツゲが援助を消極的義務と見なすのには、もうひとつの背景がある。積極的義務にくらべて消極的義務のほうが多様な理論的

立場にとって受け入れやすいと考えられるのである。

I

という倫理原則は、どのような理論的立場にたとうとも、おそらく

採用することが期待される原則であろう。だから、ポツゲは、消極的義務にもとづくアプローチを「超教派的」と呼ぶ（ポツゲ「現実的な世界の正義」二〇四頁）。こうして、ポツゲは、さまざまな立場の者たちでも受容可能なものとして援助論を正当化しようとする試みことになる。

この超教派的な戦略を採用することによって、ポツゲは、今日のリバタリアニズムの（注3）ように、他者への援助を義務とは見なさない立場に挑もうとしている。しかし、もし援助が消極的義務であるのなら、そうした立場からも世界的貧困問題の解決に向けた同意を手に入れる可能性が高まる。なぜなら、リバタリアニズムのような立場であっても、消極的義務の存在を、それゆえにその（注4）a 守の必要性を承認するはずだからである。

さて、もし世界的貧困を放置することが他者への加害を禁じる消極的義務を破ることだとしたら、事態はどうなるだろうか。もしこの想定が正しいのなら、上述の論理によって、世界的貧困問題の解決は消極的義務にもとづくものとして要請されることになる。イ 貧困の放置が危害として説明され、この危害を回避することが消極的義務のリコウとして要請されることになるだろう。この理路が正当であるとすれば、世界的貧困の問題は、消極的義務を遵守することとして取り組まなければならないことになる。このように問題設定を変更するならば、援助一般の義務化には懐疑的な立場であっても、世界的貧困者への援助は消極的義務のリコウとして受け入れざるをえないことになる。それがポツゲの見立てである。

やや抽象的な説明がつづいたので、具体的な場面にそくして消極的義務と積極的義務の問題を解きほぐしてみる。ここでシンガ（注4）の用いた場面を援用しよう。つまり、溺れる子どもを救助するという場面である。池のなかで子どもが溺れている。その様子を Y と Z のふたりが目撃している。シンガの救命モデルでは、Y も Z もともに、そして等しく、この溺れる子どもを救助する義務を負っていた。だが、つぎのような事情が判明したなら、事態はどうなるだろうか。Y はたまたま池のまえを通りかかったにすぎないのである。Z はこの子どもを池に突き落としたのである。この場合、Y よりも Z にたいして、救助の義務が強く課せられるのではないか。なぜこの差異が生まれるのだろうか。

Yが溺れた子どもを救うべきであることは、ウ 義務によって説明できる。つまり、他者の利益に貢献すべきであるとい

う エ 義務のリコウを求められるから、Yはこの子どもを救うべきだという説明も可能である。他方、Zがこの子を救うべ

きなのは オ 義務のせいではないだろう。むしろ、このような状況を生み出したのはZにほかならず、この状況にたいする

責任がZにあるがゆえに、Zは救助しなければならぬ。だから、Zの責任は、他者への危害を禁ずる カ 義務のゆえに生

じる。Zは キ 義務にもとづいて、その子どもを救うことが要請される。そうであるがゆえに、ZはYよりも強く救助する

よう要請されるのである。

同様の例をポツゲも考えている。(Pogge: *Assisting the Global Poor*, p.552f.)。ポツゲは、田舎道で怪我をした子どもを救助する例をあげる。たまたまその場に出くわした人物と、事故でこの子どもに怪我をさせたドライバーでは、後者のほうに強い救助義務が課せられるし、もしドライバーが救助せずに放置したなら、強い非難に晒さらされるだろう。なぜなら、ドライバーは ク 義務に背いているからである。ポツゲはこの理路を世界的貧困という文脈に適用する。ポツゲによれば、豊かな国の住人が世界的貧困を放置しているのなら、彼らはこの例に登場するドライバーと道徳的に同等の位置を占める。先進国に住む者たちは ケ 義務を破り、貧困者たちに危害を加えているのである。だから、先進国に住む者たちは貧困の解決のために行動するよう強い義務が課される。だが、貧困の放置は加害だといえるのだろうか。そうだとすると、なぜだろうか。この問いにポツゲはどのように答えるのだろうか。

ポツゲの『世界的貧困と人権』という本は大部であるけれども、その論述を支える基本的な発想は単純である。すでに見たように消極的義務の遵守という発想である。ポツゲの主張はつぎのような論証に根ざしている。

前提①	II
前提②	III
結論	IV

(あるいは貧困の放置による加害は補償されなければならない。)

前提①は、消極的義務の主張である。前提①を否定するのは難しいだろう。この論証において問題になるのは前提②である。前提②は自明なことではないからである。前提②は、ポツゲの主張の中心に位置すると同時に、多くのポツゲ批判が向かう対象である。それゆえに、ポツゲがいかにして前提②を主張するのか、この点について確認しておかねばならない。

一般的な語感からすると、危害を加えるとは、ある人物が他の人物にたいして意図的に物理的な暴力を加える、ということの意味する。しかし、世界的貧困という場面で、そのようなことが成立するだろうか。私は世界的貧困者の大多数にこれまで一度も出会ったことがなく、これからも出会うことがないだろう。そのような他者たちに、私が危害を加えることは<sup>①</sup>どのよう<sup>①</sup>にして可能だ<sup>①</sup>というのだろうか。そもそも、私はだれかを貧困状況に陥れようと試みたことなどない。常識的に考えれば、このような生活をおくっている者が世界的貧困をつくりだし貧困者を苦しめている、とはいいたくないはずである。

そうであるのに、私たちは貧困者にたいして危害を加えている。ポツゲはそのようにいう。しかし、前提②を主張するためには、暴力を直接に行使してはいないにもかかわらず、それでもなお他者に危害を加えているといえなければならぬ。ところが、すでに見たように、通常<sup>②</sup>の危害概念にしたがえば、そのような主張は不可能である。したがって、前提②を主張するためには、危害概念を再定義することが必要となる。実際、ポツゲはその作業をおこなっている。そのために、ポツゲはふたつの手続きを踏んでいる。ひとつは、危害を直接的な暴力に限定せず拡大して理解するという手続きである。もうひとつは権利についての考えかたを変更するという手続きである。順に見てゆく。

第一の手續きについて。ポツゲはある種のベースライン、つまり基準線を定めることから始める。ポツゲが基準線として採用するのは、国際的に広く承認されているという基本的人権である。ポツゲは、いくつかの基本的な自由、衣食住、教育、最低限の医療の権利などを挙げている。貧困問題との関係で重要であるのは、とりわけ衣食住や医療の権利であろう。そのことは、ポツゲがその著書の序論のエピグラフ<sup>(注5)</sup>において「世界人権宣言」第二五条を引用していることからわかる。貧困を危害として認定するためには、これらの生存権的な内容が基準線に含まれることは不可避であろう。

これらの権利が侵害されるとき、その状況は基準線を下回っている。そして、この状況が回避可能であるにもかかわらず放置さ

れるとき、そこには不正が存在する。そうポツゲは主張する。「どのような制度の設計もそれが回避可能である人権の欠損〔human rights deficits〕を予見可能であるのに作り出す場合は不正義である」(ポツゲ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』五一頁)。あるいは、平和学者ガルトウングの表現を借りて、つぎのように述べることができる。「ここで重要なのは、客観的に避けることが可能であるにもかかわらず人が飢えている場合、そこには暴力が存在するということである」(ガルトウング『構造的暴力と平和』一二頁)。

このようにして、貧困や飢餓が危害として認定されうるとしよう。認定のとおり、それが危害であり不正なものであるならば、そのような状況は正されなければならない。ここで問題になるのは、だれがそのキョウセイの責任を負うのかということである。ポツゲによれば、それは豊かな国に住む者たちである。しかし、豊かな国に住む者たちは、異国の他者たちが貧困に苦しむことを意図して生活してはいないはずである。そうであるにもかかわらず、なぜ豊かな国に住む者たちは責任を負うのだろうか。

ポツゲによれば、豊かな国に住む者たちは異国の貧困という危害を生みだしているがゆえに、貧困問題の解決の責任を有する。このように主張するために、今度は権利についての考えかたが変更される。この変更は、危害概念を改訂するための第二の手続きである。ポツゲはこの変更を説明して、権利の相互行為的理解から制度的理解への変更と呼ぶ。ふたつの権利理解をたくみに対比した例をポツゲそのひとが考案しているので参照しよう。それは、奴隷とされない権利についての例である。相互行為的理解にしたがうと、奴隷とされない権利は個人間の行為に関わる。たとえば、X氏がY氏を奴隷にしなければ、それによってX氏はこの権利を尊重したことになる。かりにZ氏がY氏を奴隷として所有していたとしても、X氏自身はY氏を奴隷として所有していないので、X氏はY氏の奴隷とされない権利を侵害していない。一方、権利の制度的理解では、X氏の立場はまったく異なった相貌で立ち現れる。

対照的に、制度的見解においては、奴隷制を承認し執行する制度的秩序の維持に加担している人々は——たとえ自身では奴隷を所有していなくても——、奴隷の保護や制度改革の推進に向かつてしかるべき努力をしない限りは、奴隷制に協力し、消極的義務に違反していると見なされる。『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』二六九頁。訳文を一部変更)



Z氏がY氏を奴隷として所有しうるのは、奴隷を承認する制度が存在しているからである。この場合、X氏自身は奴隷を所有しているわけではないが、しかし奴隷を承認する制度の維持に荷担している。というのも、X氏がこの制度を変えようとはせず、それを放置しつづけるかぎり、X氏はだれかが奴隷となることに手を貸していることになるからである。このように、権利侵害的な不正な制度のもとに生きていながら、その制度を変更しないなら、その不作為は権利侵害的であり加害的であると判定される。そうした不作為は、他者への加害を控えるように命じる消極的義務に反するのである。だから、X氏は奴隷を所有してはいないが、消極的義務にもとづいて権利侵害的な奴隷制度を改変しなければならない。これが権利の制度的理解によってもたらされる帰結である。

ポツゲはこの理路を世界的貧困に適用する。世界的貧困は、生存権をはじめとする基本的人権を侵害するものであり、そのような権利の侵害が発生しているとき、そこには危害が存在している。そして、その権利の侵害が世界規模の制度によって引き起こされているのなら、その制度は正されなければならない。そして、もしある人物——豊かな国々に住む者——がその制度を放置し改変せずにいるのなら、その者たちは権利の侵害に荷担していることになる。もしそのようにいえるとすれば、他者への加害を禁じる消極的義務にもとづいて、その人物は権利侵害的な地球規模の制度を改変するよう要請されることになる。

\*文中に一部省略した箇所がある。

(馬淵浩『貧困の倫理学』より)

注 (1) 超義務……ここでは、義務をこえた善行ということ。それを行えば賞賛されるが、行わなくても非難はされない。

(2) ポツゲ……トマス・ポツゲ(一九五二)哲学者。

(3) リバタリアニズム……福祉などの国家の役割よりも個人の自由と権利を擁護する立場。自由至上主義。

(4) シンガー……ピーター・シンガー(一九四六)倫理学者。

(5) エピグラフ……巻頭に引用された詩や章句。

問1 傍線部 a の読み方をひらがなで書け。また b、c のカタカナの部分に漢字に直せ。

問2 空欄アを補うのにもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。ただし空欄アは二カ所あり、同じ語が入る。

- 1 強い
- 2 正しい
- 3 受け入れやすい
- 4 疑わしい
- 5 目立たない
- 6 弱い
- 7 やすい

問3 空欄Iを補うのにもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 他者への援助は義務である
- 2 他者に危害を及ぼしてはならない
- 3 他者による加害は抑制できない
- 4 他者への援助を義務とは見なさない
- 5 他者への援助は無条件に正しい

問4 空欄イを補うのにもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 正しくなければ
- 2 場合によっては
- 3 言い換えれば
- 4 それでは矛盾が生じるので

問5 空欄ウ、ケを補うのに適切な方を次の中からそれぞれ一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 積極的
- 2 消極的

問6 空欄ⅡⅢⅣの組み合わせとしてもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 Ⅱ 世界的貧困は悪であり、地上から根絶させなければならない。
- Ⅲ 誰かが危害を加えられている現状を放置するのは悪である。
- Ⅳ ゆえに世界的貧困の放置は、貧困者が危害を加えられていることに等しい。
- 2 Ⅱ 他者に危害を加えられている状況を放置することが、すべて悪であるとは言えない。
- Ⅲ 世界的貧困の放置は、貧困者に危害を加えることである。
- Ⅳ ゆえに、世界的貧困が存在することもそれ自体悪であるとは言えない。
- 3 Ⅱ 他者に危害を加えることは悪であり、差し控えなければならない。
- Ⅲ 世界的貧困が存在していても、世界が貧困者に危害を加えているとまでは言えない。
- Ⅳ ゆえに、世界的貧困の放置を悪とまでは言えず、消極的に対処すべきである。
- 4 Ⅱ 他者に危害を加えることは悪であり、差し控えなければならない。
- Ⅲ 世界的貧困の放置は、貧困者に危害を加えることである。
- Ⅳ ゆえに、世界的貧困の放置は悪であり、差し控えなければならない。
- 5 Ⅱ 世界的貧困の放置は貧困者に危害を加えることであり、悪である。
- Ⅲ 貧困者とは言えない他者に危害を加えることも悪であり、差し控えなければならない。
- Ⅳ ゆえに、貧困者を放置することと他者に危害を加えることとを区別してはならない。

問7 傍線部①のような問い(反論)に答えるためにポツゲの議論があらかじめ行っていることは何か、その答えとして適切な部分を本文から十五字以内で抜き出せ。(句読点は一字と数える。以下同じ)

問8 傍線部②「危害を直接的な暴力に限定せず拡大して理解する」とは具体的にどういうことか。次の文の空欄を、本文中の語句を用いて三十字以内で補うことで答えよ。

\_\_\_\_\_であり、それは危害を加えるのに等しいと考えること。

問9 本文が検討しているポツゲの議論では、傍線部③で述べている疑問に対し、どのように答えることになるか。その答えとしても適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 世界のある地域に貧困が存在するならば、それは他の地域に住む人々によって基本的人権が奪い取られていることになるが、豊かな国に住む者が他者の権利を尊重する義務を自覚しなければ、問題は解決しないから。
- 2 ある者が豊かさを享受しているのは他の地域の人々が持つ貧困に苛まれない権利を侵害していることであり、そうした不正をあらためるため、貧しい人々に富を分け与える基本的な義務を遂行しなければならないから。
- 3 世界的貧困の存在は奴隷制度と同様に、基本的人権という考え方を脅かすしくみを豊かな国の人々が作り出し維持していることであり、悪を生み出す作為を除外すべき義務に違反しているから。
- 4 世界的貧困が存在するのは、この世界が基本的人権を侵害するしくみを内部に含んで成り立っていることであり、そうした侵害が発生しないよう世界のあり方をあらためるのは、豊かな国に住む者の義務であるから。
- 5 基本的人権が侵害されることによって世界的貧困が発生している現状では、豊かな国の人々が権利について制度的に理解し、あらゆる権利の維持を義務としなければ状況は改善されないから。

(二)

次のIは『西行物語』の、西行が娘と再会する話、IIはそれと同じ場面を記す『発心集』の一節である。IとIIを読んで、後の間に答えよ。

I かくて次の日、西行、冷泉殿(注1)あたりなりける所に行きて、主を語らひて、かの娘を乞ひければ、「わが父こそ、さやうに道心起し給ひたると聞きしか」と思ひて、急ぎ行きて見れば、墨染の衣にやせやせとし給ひたる有様、見も慣はぬ心地してけれども、わが父と聞くからに、涙もとどまらず。

西行も、「ありし佳遊(注2)の姿にも似ず、よにけだかくもねびたる物かな」と、あはれにおぼえけり。西行申しけるは、「年頃は、たがひに行方も知らざりに、今こそ見奉れ。そもそも親となり子となる事、前世の契り浅からず。されば、わが教訓に付き給ひてむや」といふ。「親にて渡らせ給へば、いかでか違へ奉るべき」といへば、喜びて、「いまだいとよき時分は、心ばかりはいかにもてなしかしづき、院・内裏へも参らせむなどこそ思ひしに、わが身かやうになる上は、力及ばず。されば、かく捨てながらも、常に心の乱るるは、ただ御上なり。さしもなき宮仕へは、人にあなどらるる事なり。この世は、思へば夢幻のごとし。若く盛んなるもの、老い衰ふるにほどもなし。ただ尼になりて、母と一つ所にて、後の世を助かり給へ。われ、極楽に詣でなば、急ぎ迎へ奉るべし」といへば、しばしうち案じて、涙を押さへて、「わが身幼くよりして、父母にも添ひ奉らず、よろづ卑しき身となり侍る。されば、いかならむたよりもがな、様変へむと思ひ侍りつるに」といへば、西行喜びて、「しかじかの日、乳母のもとへ」とぞ契りて帰りける。

II かしこに行きて見れば、あやしげなる法師の瘦せ黒みたる、麻の墨染の衣、袈裟などまことにあはれに覚えて、涙ぐみつつこまやかに打ちとけかたらふ。西行は、ありし土遊びの時、きと見しに、あらぬものに生ひまさりて、いと清げなるを見るにも、さこそ思ひ捨つる世なれど、さすがにこればかりをばえ見過ぎず。(一)ことの有様など聞きて娘にいふやう、「年ごろは行方も

知らず、姿をだに今日こそ初めて見るらめ。(2)親子となるは深き契りなり。(3)我が申すこと聞きてんや。(4)違へらるまでくは、いはん」といふ。(5)娘のいふやう、「まことに親にておはしまさば、いかでか違へ奉るべき」といふ。

注 (1) 西行の娘の養母。

(2) 華やかな遊び。

問1 傍線 a・b・c は次のように解釈できる。空欄にそれぞれ適切な漢字一字を入れよ。

a どうして□き申し上げるでしょうか

b まだ□かった時は

c 何とか大切に□てて

問2 傍線 d の漢字にひらがな三字で古語の読みを書け。(必要に応じて歴史的仮名遣いを用いよ)

問3 傍線①は父の姿を見た娘のどのような気持ちを表しているか。その説明としてもっとも適切なものを次の中から一つ選び、

その番号をマークせよ。

- 1 出家して僧になったはずなのに、やせてみすぼらしい世俗の人の姿を見て落胆する気持ち。
- 2 仏道を修める生活をしていると思ったのに、黒っぽい立派な衣を着た姿を見て驚嘆する気持ち。
- 3 立派な僧になっていると思ったのに、やせほそった姿を見て意外だという気持ち。
- 4 世俗を捨てた生活をしているはずなのに、苦悩の漂うやせた姿を見て残念だという気持ち。

問 4 傍線②に表れた西行の感動は娘のどのような姿に対して言ったものか。それをⅡから十五字以上二十字以内で抜き出し、最初と最後の三字を書け。(句読点は一字と数える。以下同じ)

問 5 傍線③はなぜ喜んだのか。その説明としてもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 長い間離れていた娘が、自分のことを親として認めると言ってくれたので、西行は喜んだ。
- 2 長い間離れていた娘が、親である自分の言葉に従うと言ってくれたので、西行は喜んだ。
- 3 遠く離れて暮らしていた父が、やさしくしてあげられず許してほしいと言ってくれたので、娘は喜んだ。
- 4 遠く離れて暮らしていた父が、自分を探し出して会いたいと言ってくれたので、娘は喜んだ。

問 6 傍線④の内容と同じことがⅡにも述べられている。その部分をⅡから十字以上十五字以内で抜き出し、最初と最後の三字を書け。

問 7 傍線⑤の現代語訳としてもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 どのようにして手紙を手渡すか
- 2 どうにかしてつてがほしい
- 3 どのような手段がよいか
- 4 なんとかして音信を伝えたい

問 8 傍線⑥はなぜ喜んだのか。その理由としてもっとも適切なものを次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 西行が娘に尼になることを勧めると、娘は以前から出家しようと思っていたと答えたから。
- 2 西行が娘に極楽に行くことを常に念じていると言うと、娘は出家してそれを手助けすると応じたから。
- 3 西行が娘に世俗で苦勞することのむなしさを説くと、娘は自力で立派に生きていくと誓ったから。
- 4 西行が娘に母とともに出家せよと命じると、娘は世俗に留まって母を世話していくと決意してくれたから。

問 9 IIの文中に「されども」の語を補うとすれば、どこがもっとも適切か。(1)～(5)の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

問 10 西行の歌を集めた私家集を次の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

- 1 千載和歌集
  - 2 玉葉和歌集
  - 3 金槐和歌集
  - 4 山家集
  - 5 閑吟集
  - 6 菟玖波集
  - 7 梁塵秘抄
- 8 撰集抄









